

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1-2
氏 名 有限会社 タナベ
代表取締役 田邊 宏 様

令和6年4月5日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・ 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（家屋解体に伴う一般廃棄物など）、ボサ・草木・伐根等
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1-2 有限会社 タナベ
許可期間		令和6年4月18日から 令和8年4月17日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		中札内村全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター 帯広市空港南町南11線西32番1外 山口重機有限会社 南町処理場 音更町字上然別西4線100番地1 音更町大通15丁目2 アスリー株式会社 中間処理場
	その他	・一般廃棄物の処分を行う場合、法施行令第3条の基準によること。 ・各種関連法規を遵守すること。

令和6年4月17日

中札内村長 森田 匡彦

